

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山添村長 野村 栄作

市町村名 (市町村コード)	山添村 (29322)
地域名 (地域内農業集落名)	岩屋・毛原地区 (岩屋集落、毛原集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月9日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・担い手が不足している。農業者が高齢化している。
- ・岩屋のくわの地区が圃場整備できておらず農業機械が入らないため、農事組合法人ひがしとよ営農組合で耕作できない。
- ・農業機械が老朽化しており補助金を活用したいが、現状維持では各種補助事業が活用できない。
- ・5年水張ルールができたことにより経営所得安定対策の補助が使えなくなる農地が出てくるのが想定される。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・くわの地区について棚田関係の補助金の活用を検討。
- ・5年水張ルールができたことにより水張が厳しい水田について畑地化を検討。
- ・飼料用米の補助単価が下がることから小麦へ転換していく。
- ・小麦の製粉会社と調整し、ひがしとよ産小麦粉の販売を検討。
- ・多面的機能支払交付金を活用し計画的に水路等の整備を実施していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

笠間川沿いの農地及び圃場整備ができていない農地について優先的に保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
田について農事組合法人ひがしとよ営農組合に集積していく。 茶について認定農業者に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
空いてくる田を中間管理機構に登録し農事組合法人ひがしとよ営農組合へ集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
特になし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
基盤整備がされていない、くわの地区について農業体験等により村外からの希望者を呼び込めないか検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
小麦の刈り取りについて一部JAサービスに作業委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ・鳥獣の侵入防止柵について老朽化が進んでおり、鳥獣被害防止対策事業の活用を検討する。
- ・作業できる者の高齢化対策として、省力化のためのドローンやラジコン草刈機の導入を検討する。
- ・多面的機能支払交付金を活用して集落全体で保全・管理を進める。
- ・東豊ベースと連携し特産品等の開発を検討する。